

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

指定納付受託者の指定	(地域振興課)	一
ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務の委託	(同)	二
指定納付受託者の指定	(デジタル戦略推進課)	二
指定納付受託者の指定	(技術検査課)	二
岐阜県の税外収入の一部の収納事務の委託	(出納管理課)	二
道路の区域変更	(道路維持課)	三

号 外 (四) 令 和 五 年 四 月 一 日

## 告 示

岐阜県告示第百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社十六カード 岐阜市神田町七番一二号	令和五年四月一日	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	同右	同右	同右
SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号	同右	同右	同右
Paypay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三二号	同右	同右	同右
楽天グループ株式会社	同右	同右	同右

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

岐阜県告示第九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、ふるさと基金振興寄付金に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したため、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所	受託期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号	同右
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号	同右
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号	同右

岐阜県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたため、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
-------------------------	----------------	-----------------	--------------------

株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目一四番二二号

令和五年四月一日

岐阜県オンライン申請システムの種類手続における申請手数料等

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

岐阜県告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたため、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA	令和五年三月三日	建設業許可・経営事項審査電子申請システムの種類手続における申請手数料等	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

岐阜県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県の税外収入の一部の収納事務を次のとおり委託したため、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 受託者の名称及び住所  
株式会社電算システム

岐阜市日置江二丁目五八番地  
二 委託期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

岐阜県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	足土 助岐線		土岐市妻木町字中田一九 八六番二地先から 同 市同 町字岩呉四七 六番一地先まで	前	五・二 一・五〇	一、九〇三・〇	A B A 係は及 図は示 る表面 の敷 地を 分 う。
				後 B	一・六 二・六	一、七三三・九	

岐阜県告示第百二百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	三百六十 号		飛騨市宮川町打保字保木 平八二五番二地先から 同 市同 町字ナリ 山九八五番四二地先ま で	前	三・五 四・〇	二、九〇五・〇	A B A 係は及 図は示 る表面 の敷 地を 分 う。
				後 B	六・二 六・八	一、七六二・〇	

令和五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社